

佐藤浩雄議員

◆ **佐藤浩雄**委員 先日の連合委員会でもお聞きしましたが、読売新聞の3月12日の記事に財政難の地方の反旗なんて書いてありましたけれども、直轄事業負担金の問題は、地方財政がタ張市のように危機的な事態になっていることが背景にあるということが象徴的に出ていると思うのです。

本年度当初予算についても何回も議論しましたが、地方交付税は三位一体改革で平成13年度から平成19年度にかけて5兆1,000億円減りました。こういう状態で、今回の平成21年度予算の地方財政計画も前年度比マイナス1パーセントです。国が6.6パーセント増やしているけれども、実際に住民サービスをするのは地方なのです。実際に困っている人に手を差し伸べるのは我々なのです。我々のところが逆に1パーセント減っているのです。

そういう財政計画を組んでおきながら、実際に国道を造ったらまた負担金を取るのでしょうか。大体、財源配分からすれば6割は国に行っているわけです。地方が4割しかないのに新潟県に道路を造ったから負担金をよこせと言って取っているわけです。分かりやすく言えば、この国の直轄事業負担金というのは、取ったうえに仕事をしたらまた取るという仕組みです。これは今、一応地方財政法の第12条に規定されていて、法律事項になっているけれども、第17条の2には説明が必要だとか、それに異論があるときは異議申し立てができるという制度としてはできているけれども、本質から言えば、やらざるを得ないのです。仕事をすればするほど、それこそ退職金まで取るというやり方ではないですか。それと同じことで、県は県道を造ったら、やはり県の職員の給料も市町村の負担金から取っているわけです。全部取っているという意味ではないのですが、その中に入っているということです。つまり、基礎的自治体である市町村からすれば、県も国と同じことを繰り返していることになるわけです。全体として市町村も県も含めて地方対国で言えば4対6の財源配分で、それでも不十分であればそこからまた持っていかれていることは、いろいろな形で負担金として県に持っていかれるのも、国に直接持っていかれるのも、基礎的自治体からすれば同じことです。

ですから、県の姿勢として本当に国に異議申し立てをするのであれば、やはり市町村の負担金もちゃんとやめればいいのではないですか。今やめたら総体的な事業量が減ったり、いろいろなトラブルが起きることは分かります。ですから直ちにやめるなんていうことはなかなかできないことも分かります。しかし、皆さん方の県の決意としてはその段階ではきちんとやめるということを示したうえで、国に対しての異議申し立てをすれば、県民もすっきりして各市町村の方々もすっきりした形で県を応援できるのではないですか。そういう形で進めたほうがいいと私は思いますし、そのことについて知事にも申し入れをしました。皆さんの言っていること、先ほど沢野委員の質問に総務管理部長も答えられたように各市町村の申し立てをしっかりと受け止めるという意味は、私はそういうふうには聞こえるのです。ですから、そういう理解で進めていいのか、その点だけははっきりすれば、みんな安心して知事の下に応援団になってついていけると思うのです。そのところがあいまいのままにやっているとおかしくなると思いますので、その点だけどうなのですか。

財政課長

◎ 財政課長 一般質問の答弁の域を出ませんけれども、やはり国の見直しと一体でなければ難しいというふうに私は考えております。やはり事前に負担の内訳ですとか明細を全然教えてもらえない中で、今まで一方的に国の直轄事業の負担金を払っていた。またその維持管理の部分についてまで負担を求められていたといったような中で、県と市町村の関係で言えば、今まで箇所別の内容はお示ししながら、一応事前に意見を聞いたうえで議会の議決も得て実施しておりましたし、維持管理部分については負担は求めておりません。そういったような明確な差があります。そのような中で、やはり事前にいろいろと意見交換するですとか、負担の内訳をできる限り詳細に開示するですとか、そういったような面につきましては、確かに県と市町村の関係でも十分ではなかったかもしれないといったようなことで、そこはより丁寧な説明をしていながら、この市町村負担金については改善を求めていきたいというふうに考えております。

やはり今、県と市町村の関係では全く考えられないようなことが直轄事業負担金問題では起こっているわけです。それをまずは早急に見直すということが必要ではないかと思っております。

長期的には先ほども申し上げましたように、国家的なインフラは国で、それ以外についてはできる限り地方で、権限と財源の移譲を基にといったような理念を持って見直し問題に取り組むことが必要だと思います。その見直しの一環の中で国と地方の関係が変わるのと併せて、一体的に県と市町村の関係も見直していくべきだというふうに考えております。

佐藤浩雄議員

- ◆ **佐藤浩雄** 委員 ですから、姿勢としてまず聞いているのです。県の姿勢として国に直轄事業負担金の廃止を求めているわけですから、当然その中身も問題ですが、今までは説明もないところでやってきたけれども、一応は説明をするようになったのでしょう。国の職員の退職金等々が出てきているのです。そんなものはよくないというのははっきりしているわけです。ですから、そういう説明を受けて、なおさらはっきりしてきたから、それをやめなさいということは当たり前のことです。同じように、この市町村と県の関係はもっと親密です。県道をどうやるかこうやるかと議論しているのはよく分かります。4分の1だ、2分の1だといろいろな数字があるように、それによって負担金も違ってきているのも分かります。けれども、負担金を求めていることは間違いのないわけであって、県職員の給与もその中に事業費としてどうしても制度として入るのです。そういうことが前提になっていますので、本来であれば、例えば私は新発田市民ですから、新発田市民は国税も納めるし、県民税も納めるし、市民税も納めているわけですから、応分の受益は市民として当たり前のことなのです。国からも市からもあるいは県からも。そういうものにいちいち上下の関係でお金を吸い上げるような格好にしては、結局は財源配分を6対4から7対3に強める結果になるわけです。地方分権というものを全く否定する方向です。そういう方向ではなくて、やはり基本的にその事業はその主体がちゃんと最後までやるということを前提に、今、財政課長が言うように、地方分権が進んで、国の事業、県の事業、市町村の事業というものについて、国の形、地方の形がはっきり分かれることが前提だということは論理としてよく分かります。だからこそ、そういうことを言うのであれば、今の県の市町村負担金もその段階で廃止するのですから、方針は明確にしたほうがいいと思うのです。そうすればすっきりするのではないですか。私は本来は全部地方税にすべきだと思います。国に逆交付してやるぐらいの地方分権に私はすべきだと思います。すべての税財源は地方に、外交やそういうものについては、あるいは長大なインフラ整備の部分については、国に逆交付してやる。そのぐらいの大胆な発想を考えているのですから、市町村に対する負担金もその段階で廃止していくということは当然のことで、この新潟県の姿勢としてそういう方向を示していくことが正しいと私は思うのです。その点があっさりすれば、もっと県民も市町村民もすっきりした形で一致できるのではないですか。どうですか。

財政課長

- ◎ 財政課長 今、国の方でも、例えば退職手当などは来年度から求めないとかいろいろと言われておりますけれども、直轄事業について、地方に負担を求める構造というものは基本的に変わっていないわけでございます。ですので、そのような中で県が率先して見直せる状況にはない、見直すのは適当ではないのではないかとこのように私は考えております。また、要はこの直轄事業負担金制度が廃止に向けて動いていくのであれば、姿勢としてはそれと同様に見直していくということでございますので、姿勢としては同じ方向にあるのだというふうに御理解いただければと思います。

佐藤浩雄議員

- ◆ **佐藤浩雄** 委員 仕事をしている財政課長としては分かります。お金のやり取りを簡単に言うと、事業を進めるために不足なお金はどちらかが補てんしなければならぬわけですからそれは分かります。ただ、わが県の方針を聞いているわけです。知事は国に廃止を求めて、あれだけ全国ニュースになることをやっているわけです。現に北陸新幹線の建設負担金は、直轄事業負担金とはちょっと性格が違うにしても、止めているわけです。そこまで乗り出している知事を支えている皆さん方の基本的な考え方というか、方針を聞いているわけです。当然それは国の直轄事業負担金制度が変わっていく段階で、いろいろなお金のやりくりが出るわけですから、それは徐々に進むかもしれないし、5年かかるのか10年かかるのか時間の問題はいろいろあるかもしれませんが、私が聞いているのは、知事がそうやって国にはっきりした姿勢を、お金まで支払わないというところまで来ているのですから、当然市町村に対しても同じ姿勢で当たりますということですっきりしてい

いのではないですか。その代わり、その段階では当然国との直轄事業負担金の問題は解消してもらわなければなりません。当たり前のことです。そういうことをはっきりさせればいいのではないですか。私はその点だけはっきりすればいいのですが、なかなか言いにくいのだらうと思いますが、総務管理部長はどうですか。

総務管理部長

◎ 総務管理部長 国の直轄事業負担金、それから国の補助制度といったものを含めて、知事が今定例会の提案理由でも説明を申し上げておりますように、その在り方が見直される中で、それに応じて見直しをすべきものというふうの方針は示しているわけでございます。要は並行してこの見直しについては進めていくということを申しているということでございます。

佐藤浩雄議員

◆ 佐藤浩雄 委員 現状でそういうことを考えますと、要するにこの直轄事業負担金制度が変わっていくことに合わせていきたいということは分かりました。そうなるでしょう。よく分かります。けれども、ぜひ姿勢として、国の直轄事業負担金を解消するのであれば、市町村に対する負担金についても、きちんとすっきりする形でなくするというところで取り組んでいただきたいと思いますのでお願いします。

それから先ほど今回の補正予算の関係で、いろいろな基金事業の取組について市川委員の方から話が出ていました。なかなか分かりにくいのですが、今回の国の補正予算で46の基金が作られています。その中で特に地域活性化・公共投資臨時交付金と地域活性化・経済危機対策臨時交付金で2兆4,000億円程度ありまして、その説明をいろいろ聞きました。しかしすごく時間がかかりそうです。今回発表された有効求人倍率も0.44倍と史上最悪となっていますし、それから内閣府発表の1-3月期の需給ギャップがマイナス8.5パーセントと、年に換算して約45兆円の需要不足となっています。この史上最大の経済危機対策とも言える補正予算は15兆円ですけれども、その内、赤字国債を10兆8,000億円も組み込んで緊急経済対策をやっているわけです。それはやはりちゃんとした経済効果が直ちに出てこなければならぬと思うのです。そうでなければ補正予算ではないと思うのです。基金というのは複数年度で継続的に施策を行えるという仕組みで、それ自体に問題があるわけではないのです。ただこういう、3月に当初予算が通って6月にはすでに補正予算を組んでいるように、緊急経済対策として46もの基金を造成して、今の危機的な事態に果たして有効性があるのかということが今、問われています。こういう予算編成のしかたというものは、昨日も聞いたのですが、経済効果がない一つの原因にタイムラグの問題があります。あらかじめタイムラグがあることを前提にしてやっていますが、その点が私にはどうしても理解できないことです。

もう一つは、これだけの需給ギャップがあるときに膨大な借金があつて、さらに経済対策をやった場合、定額給付金を見れば象徴的ですが、ほとんど消費に回っていません。それこそ中立命題がありますけれども、そういうことで全く政策がちぐはぐなのです。一方では15兆円も出すかと思えば、一方では何年後かに消費税率を12パーセントに上げると言っている。同時並行で議論しているわけです。消費を抑えるためにやっているとしたか考えられないと思います。そういう政府の政策のちぐはぐな状態をまともに受けて、景気対策としてほとんど効果のないやり方をあえて取っているとしか考えられないようなやり方です。そういう点での皆さん方の考え方はどうですか。

財政課長

◎ 財政課長 どういった観点でお話しすればいいのか、なかなか質問のお答えに窮するところですが、例えば基金事業がありますけれども、今般の定例会で知事が、補助金の先取りですとか各省庁の予算獲得競争というような感想を述べられていたと思うのですが、基金事業の内容一つ一つを取ってだめだと言っているわけではございません。例えば、数年かけて事業効果を発揮させていくものであるとか、年度の切れ目をあまり気にすることなく、今回の6月補正予算で速やかに計上して実施していくものもあるわけでございます。そういった中で、やはり全般的に今までの国の予算編成の方法に準拠せざるをえなかったというところの感想について少し述べられていたというふうに思います。本来であれば、緊急に法律を改正してでも交付税の法定率を引き上げて、例えば3年間は3兆円なり5兆円を増額するといったようなことをやって、地方に色のつかない現金を配る方法だって当然あるわけでござい

すし、多分地方が求めているものはそちらの方ではないかというようなことがある中で、そういったような発言が出たのではないかと思います。ただ今回、1,016 億円の中で、12 の基金の内八つは新規の基金といったような中で、これから実施段階でいかに円滑にかつその地域の実情に応じて実施できるかどうかといったようなことが重要と考えております。その辺は前々から申し上げておりますように、この緊急事態に政府なり地方が何もしないということとはむしろ不適切でありまして、できる限りの対策を講じると。生活の不安の払拭（ふっしょく）、雇用の安定、そして有効需要を速やかに創出できるような公共事業ですとか、いろいろと国のメニューがある中でさまざまなあらゆる芽を、また以前から県としても検討していたものですとか、今、県にとって必要なものをいろいろと総合的に全体の中で議論しながら、今回予算計上させていただいておりますので、できる限り速やかな実施に努めていきたいというところでございます。

佐藤浩雄議員

- ◆ **佐藤浩雄** 委員 知事も本会議場でたびたび言っていることは、日本は貿易収支で大幅な黒字国であるにもかかわらず、国民の生活は最低だという意味で、日本の政治が悪いのだということを確認に言っています。何度も何度も言っています。それと同じように、今回の補正予算を見ても、一方では増税論議をして、一方ではこういう経済対策をやって、まるでちぐはぐなことが現実的に起きているわけです。その結果、非常に深刻な事態を県民は受けているわけです。

私自身、1990年代は今と同じ県議会議員をやっていたわけです。本当にあの間に経済対策で約195兆円、多分減税だけでも50兆円、ゼロ金利政策だけでも所得移転が200兆円、あの失われた10年間で500兆円ぐらいの経済対策が有効化しなかったではないですか。そういうことを教訓にして考えていかなければならないわけです。ところが全然教訓化されていないわけです。そういうことをやはりしっかりと見ていかなければ、県民は借金だけ押しつけられて大変深刻な結果になると思うのです。そういう意味で、今の経済対策をきちんと評価していかなければ大変な事態になるという気がするのです。それこそ先ほど村松委員も言いましたけれども、財政規律との問題にも当然発展してくるわけです。そういった点からすると、まさに今の46の基金事業なんていうものはタイムラグを作るためにやっているような感じさえします。中身によっては、あったほうがいい、効果がある事業ももちろんあります。そちらのほうがいいというものもあると思います。問題は今の緊急経済対策として打つ補正予算の中身なのかということとは当然問われると思うのです。その辺の具体的なやり方を一つ一つ取捨選択しないと、結果的にはわが県も1990年代と同じような轍（てつ）を踏んでしまうのではないかとということで、今でもこれだけの財政危機の中に、また借金だけが残るという格好になりはしないのかということをやはりもう1回見ていく必要があると思うのです。当然、財政を担当している財政課長はそういった点を見ていると思うのですが、どのようにお考えですか。

財政課長

- ◎ 財政課長 まず、委員は1990年代の轍を踏まないようにと言われましたけれども、2月定例会でも答弁したと思いますけれども、1990年代の財政政策はいろいろな評価があると思います。政府支出が地方も含めまして有効需要を増加させているということは、明白にデータに残っておりますので一定の効果はあったというふうに私としては考えております。

そのうえで、午前中の村松委員の質問でもお答えしましたけれども、国も過去最大規模の補正予算を組んでいく中で、県といたしましても災害を除き過去最大規模の1,016億円の補正予算編成に時間の制約があった中で取り組んだわけでございます。その中で、例えば県債309億円の問題につきましても、この先を考えた場合に取立てて大きな支障、影響を生じることはないと考えておりますけれども、私の立場といたしましては常に、財政の健全性と県民生活の安定、向上といったようなバランスを考えながら進めております。今は緊急事態でございますので、当然可能な限りの対策を講じるといったようなことを重視しながら、また一方で、今回の国のいわゆる骨太の方針2009でも、「短期は大胆、中期は責任」といったようなスローガンを掲げられておりますけれども、そういった中で2011年ぐらいに景気の回復状況を見ながら、税制抜本改革を検討するですとかいろいろなことが言われている中で、私も、さまざまな情報を集めながら、いかに県財政の健全な状態を維持していくかというようなことに配意しながら努めていきたいと考えております。

佐藤浩雄議員

◆ **佐藤浩雄** 委員 いわゆる骨太の方針 2006 で掲げた 2011 年度までのプライマリー・バランスの黒字化をばっさり捨てました。その前提は、いわゆる財政構造改革法が小渕内閣のときに凍結されて、依然として解除されていない。こういうやり方では、財政規律は保てないということです。経済財政諮問会議の答申に基づく財政規律ということもあっさりと捨てられてしまうわけです。

100 年に一度の経済危機のときに何もしなくてもいいと考えている人はだれもいないと思います。緊急時には当然、緊急対策としてやらなければならないことはやらなければいけないわけです。例えばマーストリヒト条約でも、財政赤字が国内総生産の3パーセント以内、政府債務残高が国内総生産の 60 パーセント以内の基準があっても、危機のときはそれを飛び越えて、財政が赤字となっても緊急対策をするということは、国際協定の中にも明確に出ているわけです。そういうときは堂々とやってもいいわけです。けれども、今の日本の状態は、原則も何もないという中でやっつけてしまっているわけです。

今、日本政府が抱える債務は国内総生産の 170 パーセントという数字になっているように、どんどん際限なくやっつけてしまっている。一方では、15 兆円の経済危機対策で示されているように、どこまで有効なのかということが疑問視される事業がたくさんある。そういうことをやられている状態だから、わが県の財政を守っていくには、国のやっていることに単純に唯々諾々についていっても難しいと思うのです。真剣に一つ一つを吟味しながらやっていかないと、間違いなく地方財政計画でまた借金が回されてくるのです。そういうことからすれば、そのところをきちんと見据えた、わが県独自の財政規律をきちんと保ったやり方をしていかなければならないのではないかと思います。こういう事態になってみて、前回の 1990 年代の経験と今回の 2 度めの経験と、ある意味では同じことを繰り返している。そのところをきちんとしていかなければならない時期にすでに来ているのではないかと思いますので、財政課長、いかがですか。

財政課長

◎ 財政課長 わが県独自の財政規律とおっしゃられたと思いますけれども、これまでも、本県といたしましては、財政の健全性に配慮しながら、例えば景気対策であれば、必要なものは実施すると。今回、国の補正予算でいろいろな補助事業がある中で、すべてつきあうかというところではありません。当然、本県にとって必要なものを取捨選択しながら、全体の議論の中で考えております。そのような中で、今、本県が置かれている財政状況も勘案しながら予算編成に取り組んでおります。独自性という意味では、確かにいろいろな事業、制度、国の義務づけ、枠づけ、基準づけが広範になされていますけれども、財政規律ですとか予算編成、財源の配分などは当然、本県が主体的にやっておりますので、そこはきちんと担保できているのではないかと考えております。

今後ともきちんとバランス等に配慮し、国の状況も注視しながら適切に対処していきたいと考えております。

佐藤浩雄議員

◆ **佐藤浩雄** 委員 事業を県経済において有効化するために選択をするのは当然のことです。こういう状態ですから、吟味をして、国を見ても頼りにならないと思いますので、ぜひ、わが県独自でしっかりと一つ一つの事業を分析して、適切な対応ができるように選択と集中をしていただきたいと思います。知事が言っている、本当の意味の選択と集中が今ほど必要なときはないと思いますので、お願いしたいと思います。

財政運営計画が皆さんから示されています。今回は 300 億円程度の県債発行で、先ほどの村松委員への答弁では、2分の1が交付税措置をされるということでしたが、今の状態ではそう大きく心配することはないというお話ですから安心しました。ただ、問題は、いつでもそういう形で収支を合わせるのではなくて、このような深刻な事態ですから、わが県の財政の在り方として、例えば時間基準を作れなどいろいろなことを言ってきましたけれども、わが県の財政の理想とすべき姿というか、基準というものを作っておく必要があると思うのです。こういう危機のときに、財政運営計画を外れてもここまでこうやって、その代わりに、ここまでこう直すという基準があれば議論できるのです。そういうものがないままやっつけていくと、国に引きずられるまま何でもやっつけてしまう可能性もないわけでもないのです。

今回の教訓の一つは、今の財政運営計画ではなくて、ルールと目標と責任を明確にしたものを、

幾つかの市町村では財政健全化条例など名前はいろいろと違いますけれども作っています。そういうものを作って、将来に備えるべきだと、こういう事態になればなるほど感じているのです。そういう意味で私は、例えば時間基準を20年にしろと言ってきましたけれども、私の20年が正しいかどうかは議論のあるところでしょうが、そういうことなども含めて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律もできたわけですから、それに伴うわが県の基準、目標、ルールを作る時期に来ていると思うのですが、財政課長、どうですか。

財政課長

◎ 財政課長 以前からのお話だと思いますけれども、今、地方財政は地方財政計画、交付税の関係、地方債の関係で実にさまざまな国の関与がございます。また、経済情勢というものも刻一刻と変わるものがございます。毎年の地方財政計画も年末にならないと見えてこないといったことがございます。そういった状況の中で、本県にとって望ましい財政の状態、規律といったことをいかに固定的に、いろいろな項目において考えて決定していくかといったことは難しいのではないかと。そこは、財政面での地方分権の中で議論していかないと難しいと思います。委員の言われるように、個々の自治体レベルにおいては定めているところもあります。けれども、今の本県の考えといたしましては、これまでも申し上げていますように、それをするまでの大きな意味はないと考えておりますので、検討する考えはないということでございます。

佐藤浩雄議員

◆ 佐藤浩雄 委員 時間基準を作っている市も、財政危機で事実上の財政破綻(はたん)に陥って、そこからやり直して、今は素晴らしい財政状況になっていますが、その過程で財政規律の条例を作っているわけです。いったん懲りなければできないのでしょうか。それはないと思います。国、地方を合わせて、債務残高はGDP比で170パーセントを超えるところまで来た。ほとんどの財政学者から日本の財政の持続可能性はないと判断されて、すれすれのところに来ているわけです。2008年度は7年ぶりの歳入欠陥となりました。もし2009年度も同じペースであれば国も地方も大変になるわけです。そういうことが目に見えているわけです。法人税や県民税、事業税などで急激に税収が落ちてしまうと。特に県の主要な税収としては法人事業税などのウエイトが大きいわけですから、もろに影響を受ける可能性があるわけです。そういうことからすれば、なおさら引き締めて考えていかなければならない。失敗してからやり直すということは絶対にやってはいけないと思います。だからこそ、きちんと財政規律を作るべきだと。その基準はどうなのかということは県民の皆さんに大いに議論してもらってやっていかなければならないのだけれども、失敗してからもう1回やり直すということは、夕張市と同じことを繰り返すということは、許されないと思います。

そういう面からすれば、はっきりとした一定の基準を決めて、そこに向けて、この前も時間基準を聞いたら29年という答えでしたけれども、そういう努力をしながら、今日の経済危機に対しても対処しなければならないと思うのです。そういうことが前提にならない限り、経済対策も有効化しないと思うのです。ヨーロッパなどが財政黒字の中で、世界全体では今のところ400兆円から500兆円の景気対策をやっているわけです。そのような財政黒字のところはいいですけども、そうでないところの場合は有効化しないわけですから、やはり財政を健全化して、景気対策が有効化するようにしてやるのがいちばん素晴らしいことなのではないでしょうか。そういう面から見れば、今すぐできるということを言っているわけではないのですが、将来を含めて、規律化することを検討することが正しいやり方だと思うのですが、財政課長、どうですか。

財政課長

◎ 財政課長 今のうちにやらないと失敗するという委員の御指摘に関しましては、今、何かやらなければ本県の財政はおかしくなるということにはならないと思いますので、御指摘には当てはまらないのではないかと考えます。これにつきましては、国全体において、歳入、歳出一体の改革で議論する必要があると考えておりました。今、政府においても大胆に経済対策を実施していく中で、無駄なものは当然、歳出改革を継続してやっていきます。そのうえで、2011年の景気回復状況を見ながら、負担面もきちんと議論するといったことを申し上げておりますので、その辺の状況を見ながらでないと、検討する段階にならないのではないかと。基本的に、本県は今、何とか実質収支の黒字を維持しながら、毎年度の財政運営を行っておりますので、国の状況や経済情勢、地方財政対策の状況等を見極めながら、適時適切な対応

を図っていくということで対応してまいりたいと考えております。

佐藤浩雄議員

- ◆ **佐藤浩雄** 委員 あの東京都でさえ赤字になったときがあるわけですが、法人事業税などを中心としている県のレベルでは、極端な不景気が起きた場合、1年でどのような財政になるか分かりません。ですから、私は安心はしていません。確かに財政運営計画は収支じりからすれば合っているのは分かります。しかし、それに対する備えをするべきです。この付けを負うのは私たちばかりではないのです。私たちは資源配分、予算配分の議論に加わっていて責任があります。しかし、子供たちは何の議論にも入っていないけれども、残念ながら借金だけは引き受けるわけです。将来の国民がそれを引き受けるわけです。地方自治体の破綻は許されないわけですから、そういうことにならないように、私たちは身を引き締めて考える必要があるのではないですか。それだけはさせてはならないと思っていますので、いかにいろいろと言われても、子供たちに将来の負担を残さないように、しっかりした財政規律を確立すべきだということに尽きると思います。私はそういう考え方ですが、総務管理部長はどうですか。お考えがあったらお聞きして、この点は終わります。

総務管理部長

- ◎ 総務管理部長 中長期的な目標など、ある程度フレームをきちんと固めるべきではないかというお考えだと思いますけれども、従来からこの委員会でも本会議でも、この議論がなされていると承知しております。

私は新しく総務管理部長を拝命いたしましたけれども、県財政の運営というのは、経済状況や地方の財政対策などいろいろな要素に左右されるということから、確定的な将来試算というのは困難だろうと。固定的な、中長期的な目標数値のようなものを設けて、そういったことをする意味がどれくらいあるのだろうかということを考えますと、首をかしげる部分がございます。

県といたしましては、毎年、財政運営計画をお示ししているところでございます。今後ともこのような形で対応してまいりたいと思っております。

佐藤浩雄議員

- ◆ **佐藤浩雄** 委員 先ほど、市川委員も質問をされていた私学の授業料の免除の問題ですが、聞いていて、説明が分かった人はどのくらいいるのかなと。
今回、5億円を超える国からの交付金を基金に積み立てて、実際に授業料免除に使われるのは376万8,000円なわけでしょう。御答弁を聞いていると15人分だと言われましたが、私学の学費軽減事業の対象者は3,059人となっている。その内の2割に該当するのだということですが、何回聞いてもよく分からないのです。
非常に重要なことですので、できれば正確に教えていただきたいのですが、本当にいろいろなデータを見ても、生活保護世帯が増加しているし、それから地域を回って歩いても、いつも言っていますが、子供が一人でご飯を食べている場面に、最近ものすごくよく出会うことになって、市民生活の深刻さを肌で感じるのです。私もそういう体験をしていたものですから、昔の自分を思い出して本当にかわいそうではないのですが、こういうことを繰り返さないためにも、教育費については、一つはこういう助成をきちんとやっていくということが必要だと思うのです。市川委員と同じようなことを聞いて申し訳ないですが、具体的にもう1回説明していただきたい。
それともう一つは、ここまでやっていくのであれば、私立高校と県立高校で、これだけの方々が授業料免除を受けているという深刻な事態と同様に、大学でも随分出て、東京大学では親が年収400万円以下の学生は授業料全額免除という制度を作って670人が免除されたそうです。もう一つは、OECD(経済協力開発機構)加盟国30か国の内、高校まで教育費が無償なのは26か国だと。残っているのは日本も含めて四つだと聞いています。それから、大学までの無償化は14か国と聞いています。ですから、ここまできたらもういっそのこと授業料免除まで踏み込んでいく。わが県もそういった段階に来ているのではないかと思うのです。そういう前提に立っていろいろ考えていく必要があるのではないかと思ったものですから、この点どういう内容になるのか、もう一度お伺いします。

文書私学課長

◎ 文書私学課長 まず、今回の基金の補正額の関係ですけれども、5億 4,810 万 9,000 円というのは教育委員会も含めて全体の話でございます。私ども私学として使えますのは1億 8,000 万円ということでございます。376 万 8,000 円の計上でありますけれども、これを説明する前に今の既存の制度を御理解いただく必要があるかと思えます。既存の制度を人数で超えた部分、生活保護、それから家計急変に対して、国は今回の基金のお金を使っていいということになっております。私どもが5月の時点で当初想定したのは、今の制度の中には、生活保護、それから家計急変について、補助金の入っている部分があります。要はその部分だけの人数の20パーセント増しという形で、今回の補正予算を計上させていただいたということで、非常に少ない額なのです。そしてその後、国の方から、国が補助をしている部分だけではなく、県が実施している三千何百人という大きな部分の2割も基金で手当てしてもいいという話になりました。今、県で学費軽減事業として使っている予算が4億円ということで、単純に4億円の2割ということであれば 8,000 万円、そして今回の基金は3年間しか使えないということですので、それを単純に掛けても1億 8,000 万円を超えてしまうという状況もありますから、私どもでは、まずはその増加の状況を見たとえで考えていきたいと思いますということで申し上げた話でございます。

それから今、私どもでは、学費軽減措置とは違いまして、私学に対する助成ということで、私立高等学校振興補助金というものを出してしております。これについては、私どもの方で経常経費の2分の1を補助させていただいているわけですけれども、これは全国的に見ても高い水準にあると思っております。

平成20年度の学費軽減事業の対象者の数は3,059名ということで、私学に通う在校生の4分の1、23.4パーセント程度がこの事業の対象になっているということをお話し申し上げたわけですが、それ自体は他県と比較しますと、そういう生活困難者に対するカバー率といえますか、それは非常に高いという認識でおります。ですから、一概に制度を拡大して対応するというよりは、まずは家計急変なり生活保護で去年よりも人数増になる部分について、しっかりと対応していこうということでございます。